

(5) 千葉県職員市町村研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が職員を市町村に派遣し、住民に最も身近な市町村行政の実務を経験させることにより、職員の能力向上を図り、もって県・市町村相互間の行政運営の円滑化、市町村への助言・支援等に資することを目的とする。

(派遣期間)

第2条 この要綱により市町村に派遣される職員（以下、「研修生」という。）の派遣期間は1年以内とする。ただし、知事は、研修の目的を効果的に達成するために必要があるときは、派遣先市町村と協議のうえ、1年を超える派遣期間を定め、又は派遣期間を延長することができる。

(研修生の身分取扱い等)

第3条 研修生の身分取扱いについては、県の職員に関する法令の適用があるものとする。

2 研修生は、派遣期間中は派遣先市町村の職員に併任するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件等)

第4条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務は、派遣先市町村の関係規定を適用するものとする。

2 派遣先市町村の長は、毎月の研修生の勤務状況を別記第1号様式により知事に報告するものとする。

(給与等の負担区分)

第5条 研修生の給与その他の給付は、県が負担するものとする。

ただし、別に定める場合を除いては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費は派遣先市町村が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 研修生の公務災害補償等は、地方公務員災害補償法に定めるところによる。この場合の公務災害補償等の手続きは、原則として派遣先市町村の意見を付した報告に基づいて県が行うものとする。

(職員派遣の手続き)

第7条 研修生の受け入れを希望する市町村の長は、受入所属名、受入所属での主な業務、受入条件等を記入した別記第2号様式による申出書を知事に提出す

るものとする。

2 知事は、前項に基づく申出書の提出を受け、研修の実施を決定したときは、別記第3号様式により当該市町村の長に通知するものとする。

(研修の中止)

第8条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修を中止するものとする。

- (1) 職員としての身分を失った場合
- (2) 疾病等により研修の継続が困難になった場合
- (3) 研修先での研修実績が著しく不良である場合
- (4) 研修命令に違反する行為、非行その他の理由により研修生として適格でないと認められる場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、知事と派遣先市町村の長が協議して定める。

附 則

- (1) この要綱は、平成23年3月15日から実施する。
- (2) この要綱は、令和3年11月1日から実施する。